

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第14号

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 大和市職員の職の設置に関する規則(昭和40年大和市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項」を「大和市職員の定年等に関する条例(昭和59年大和市条例第8号)第12条又は第13条第1項」に改める。

別表職の欄中「|係長|」を 

係長
副主幹

 に、「|分室長|」を 

分室長
副主幹

 に、  
「|副園長|」を 

副園長
副主幹

 に、「|所長|」を 

所長
副主幹

 に、「|センター長補  
佐|」を 

センター長補佐
副主幹

 に改める。

(大和市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市職員の分限に関する条例施行規則(昭和49年大和市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第9条」に改める。

第2条及び第3条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第4条中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

(大和市職員の身元保証に関する規則の一部改正)

第3条 大和市職員の身元保証に関する規則(昭和52年大和市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項及び第28条の6第1項に規定する常時勤務を要する職に採用される職員を除く。)」を削る。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という）を「定年前再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ）」に、「再任用短時間勤務職員等の」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の」に改める。

第22条第1項各号中「及び再任用短時間勤務職員等」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第22条の2第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年大和市条例第8号）第12条又は第13条第1項」に改める。

第25条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

(大和市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 大和市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成29年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号イ中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「法第28条の3第1項」を「大和市職員の定年等に関する条例（昭和59年大和市条例第8号）第4条第1項」に改める。

(大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア（イ）」を「第2条第5号ア（イ）」に改める。

(大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「及び短時間勤務職員」を「等」に改める。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という）を「定年前再任用短時間勤務職員（条例第7条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第7条の2に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ）」に改める。

第10条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 条例第7条第12項

第27条の2第1項第2号中「及び短時間勤務職員」を「等」に改める。

第28条の見出し中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第34条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第36条第1項第2号及び第3号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に改める。

第37条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員若しくは任期付短時間勤務職員」に改める。

第46条第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2支給区分の項中 

IV	V又はVI
----	-------

 を 

IV又はV	VI
-------	----

に改める。

(大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第9条 大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規則において」の次に「使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか」を加える。

第21条第1項中「別表第8に定める職員昇給号給数表」を「職員昇給号給数表（別表第8）」に改める。

第22条の見出しを「（条例第7条の規則で定める職員及び年齢）」に改め、同条に次の1項

を加える。

2 条例第7条第8項の規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とする。

別表第8職員昇給号給数表昇給の号給数の項に次のように加える。

2号給以上	1号給	0号給	0号給
-------	-----	-----	-----

別表第8職員昇給号給数表備考中「第7条第7項」の次に「及び第8項」を、「の職員に」の次に「、中段の号給数は同条第7項の規定の適用を受ける職員に」を加え、「同項」を「同条第8項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(大和市職員の職の設置に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和14年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和市職員の職の設置に関する規則第4条第3項の規定の適用については、同項第2号中「又は第13条第1項」とあるのは、「若しくは第13条第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大和市条例第17号）附則第5条第1項若しくは第2項若しくは附則第6条第1項若しくは第2項」とする。

(大和市職員の身元保証に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 令和14年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の大和市職員の身元保証に関する規則第2条の規定の適用については、同条中「規定する職員」とあるのは、「規定する職員（地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大和市条例第17号）附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大和市条例第17号。附則第6項において「整備条例」という。）附則第13条に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）は、第4条の規定による改正後の大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

(大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関す

る条例施行規則（次項において「新給与条例施行規則」という。）第7条第2項ただし書に規定する定年前提再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

- 6 整備条例附則第7条第1項に規定する暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前提再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例施行規則第46条の規定を適用する。